

ショートステイ(短期入所生活介護)まほら舞阪 利用料金表

令和08年08月～

★1日あたりの料金(1割負担額は、各単位数に10.17円を乗じた金額の1割)

	介護保険適用単位数								単位数 合計	① 一割負担額 (※2)	介護保険適用外(※3)				② 合計	①+② 1日あたりの 合計 (※1)
	介護 サービス 費 1日毎 に 請求	機能訓練 体制加算 1日毎 に 請求	看護体制 加算(Ⅲ) 1 1日毎 に 請求	看護体制 加算(Ⅳ) 1 1日毎 に 請求	夜勤職員 配置加算 (Ⅳ) 1日毎 に 請求	生産性 向上 推進 体制 加算 (Ⅱ) 月1回 のみ 請求	サービス 提供体制 加算Ⅰ 1日毎 に 請求	介護職員 等 処遇改善 加算 (Ⅰ)ロ (所定単位 の17.6%)			食費	居住費	日用品費	おやつ費		
要支援1	529	12				10	22	101	674	¥686	¥1,800	¥2,300	¥200	¥80	¥4,380	¥5,066
要支援2	656	12				10	22	123	823	¥837	¥1,800	¥2,300	¥200	¥80	¥4,380	¥5,217
要介護1	704	12	12	23	20	10	22	141	944	¥961	¥1,800	¥2,300	¥200	¥80	¥4,380	¥5,341
要介護2	772	12	12	23	20	10	22	153	1,024	¥1,042	¥1,800	¥2,300	¥200	¥80	¥4,380	¥5,422
要介護3	847	12	12	23	20	10	22	166	1,112	¥1,131	¥1,800	¥2,300	¥200	¥80	¥4,380	¥5,511
要介護4	918	12	12	23	20	10	22	179	1,196	¥1,217	¥1,800	¥2,300	¥200	¥80	¥4,380	¥5,597
要介護5	987	12	12	23	20	10	22	191	1,277	¥1,299	¥1,800	¥2,300	¥200	¥80	¥4,380	¥5,679

備考

※1 端数処理の関係上、表示の料金は概算となります。

※2 一定以上の所得のある方は、自己負担割合が1割から2割又は3割負担になります。介護保険負担割合証参照。2割負担・3割負担に該当する方の介護保険適用分の料金については、表示している金額の2倍又は3倍となりますのでご了承ください。

※3 介護保険適用外の費用として、医療費・レクリエーション活動費・理美容代 等
が必要になる場合があります。

【食費・居住費負担減額対象者(特定入所者介護サービス費対象者)】

●下記の要件を満たす方は、住所地の市町へ申請することによって、上記の「食費」「居住費」が所得に応じて減額されます。

利用者 負担段階	所得の状況		預貯金等の資産状況	食費	居住費
第1段階	生活保護受給者の方等		単身:1,000万円以下	¥300	¥880
	老齢福祉年金受給者の方		夫婦:2,000万円以下		
第2段階	世帯 全員 が 住 民 税 非 課 税	前年の合計所得金額+年金収入額の合計が80万円以下の方	単身: 650万円以下 夫婦:1,650万円以下	¥600	¥880
第3段階①		前年の合計所得金額+年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	単身: 550万円以下 夫婦:1,550万円以下		
第3段階②		前年の合計所得金額+年金収入額の合計が120万円超の方	単身: 500万円以下 夫婦:1,500万円以下	¥1,360	¥1,470
第4段階		上記以外の方(課税世帯)	上記以外の方		
				¥1,800	¥2,300

★1日あたりの料金(1割負担)

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階 1割負担	第4段階 2割負担	第4段階 3割負担
要支援1	¥2,146	¥2,446	¥3,366	¥3,796	¥5,066	¥5,751	¥6,437
要支援2	¥2,297	¥2,597	¥3,517	¥3,947	¥5,217	¥6,054	¥6,891
要介護1	¥2,421	¥2,721	¥3,641	¥4,071	¥5,341	¥6,301	¥7,261
要介護2	¥2,502	¥2,802	¥3,722	¥4,152	¥5,422	¥6,463	¥7,505
要介護3	¥2,591	¥2,891	¥3,811	¥4,241	¥5,511	¥6,642	¥7,773
要介護4	¥2,677	¥2,977	¥3,897	¥4,327	¥5,597	¥6,813	¥8,029
要介護5	¥2,759	¥3,059	¥3,979	¥4,409	¥5,679	¥6,978	¥8,277

該当したときに対象となる介護サービス加算項目（★印の項目＝要支援は非該当）		単位
送迎加算	送迎のお手伝いをしたとき	184
個別機能訓練加算	心身の状況を重視した個別機能訓練計画に基づき、生活機能の向上を目的とする訓練を提供したとき	56
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	リハビリ専門職がまほら舞阪を訪問して職員と共同で個別機能訓練計画を作成し、進捗状況を3月ごとに評価して見直しを行ったとき	200
	上記に加えて、個別機能訓練加算を算定しているとき	100
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	専門的な認知症ケアを提供したとき	3
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	研修などにより、より専門的な認知症ケアを提供したとき	4
認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急に在宅での生活が困難な認知症行動や心理症状の利用者を受入れてサービスを提供したとき（7日を限度）	200
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対して個別に担当者を定めてサービスの提供をしたとき	120
療養食加算	糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食等、医師の指示に基づき療養食を提供したとき	8
口腔連携強化加算	事業所の従事者が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に 対し当該評価の結果を情報提供したとき（1月に1回を限度）	50
★看取り連携体制加算	看取り期における対応方針を定め利用開始の際に利用者又は家族等に対して当該対応方針の内容を説明し同意を得ているとき （死亡日及び死亡日以前30日以下について7日を限度）	64
★緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画がなく、緊急に短期入所生活介護を行ったとき （7日を限度、止むを得ない場合は14日）	90
★看護体制加算（Ⅰ）	一定期間、要介護3以上の利用者が70%未満であるとき （「看護体制加算（Ⅲ）1」に替えて加算します。）	4
★看護体制加算（Ⅱ）	一定期間、要介護3以上の利用者が70%未満であるとき （「看護体制加算（Ⅳ）1」に替えて加算します。）	8
★医療連携強化加算	事業所要件及び利用者要件を満たすとき	58
★夜勤職員配置加算（Ⅱ）	夜勤時間帯に介護職員を配置しているとき （表面料金表の「夜勤職員配置加算（Ⅳ）」に替えて算定します。）	18

長期利用者に対する介護サービス減算項目等

★長期利用者に対する短期入所生活介護減算	連続して32日目から61日の間で利用した時	-30
★長期利用者に対する短期入所生活介護費	連続して63日以上利用した時 要介護1	670
★長期利用者に対する短期入所生活介護費	連続して63日以上利用した時 要介護2	740
★長期利用者に対する短期入所生活介護費	連続して63日以上利用した時 要介護3	815
★長期利用者に対する短期入所生活介護費	連続して63日以上利用した時 要介護4	886
★長期利用者に対する短期入所生活介護費	連続して63日以上利用した時 要介護5	955
長期利用者に対する予防短期入所生活介護費	連続して32日以上利用した時 要支援1	503
長期利用者に対する予防短期入所生活介護費	連続して32日以上利用した時 要支援2	623

その他の実費

項 目	内 容	
理美容費	2,500円程度／回	
教養娯楽費 など	その都度実費	
区域外送迎	片道8kmを超えて1kmごとに50円加算	
キャンセル料	前々日17時までの連絡	無料
	前日17時までの連絡	10%
	前日17時を過ぎての連絡	20%
	ご利用時刻までに連絡がないとき	100%